

- 園並びに大字鯉字川原田及び字無田の地内において事業地を変更する。
 4 事業施行期間
 変更なし

熊本県告示 598 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート 21 人吉市五日町 39 番地	有限会社 叶商事	平成15年5月27日

熊本県告示第 599 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨五木村長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。
 平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の字	区 域	変更後の字
五木村大字甲 字 宮目木	1018 の 1、1018 の 2	五木村大字甲 字 野々脇

熊本県告示第 600 号

次の救急医療機関について救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第1項の規定により告示する。
 平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地	撤 回 日
牛深市民病院	牛深市牛深町又 1128 番地 1	平成14年3月24日

熊本県告示第 601 号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第2項の規定により告示する。
 平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
牛深市民病院	牛深市牛深町 3050 番地	平成14年3月25日から 平成17年3月24日まで

熊本県告示第 602 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。
 平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷 義子
- 2 しゅん功認可年月日
 平成15年5月29日
 熊本県指令港第3号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 宇土郡三角町大字波多字郷開 2864 番 56 及び 57 の地先公有水面
 - (2) 区域
 次の⑭の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線、⑯の地点と⑮の地点を結んだ線、⑮の地点から⑰の地点までを順次結んだ線及び⑰の地点と⑱の地点を結ぶ平成6年秋分の満潮位（D.L. + 4.08 m）における公有水面と陸地との境界線により囲ま